



板垣 良輔 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



今年6月に18歳選挙権が施行され、翌7月には第24回参議院議員選挙が行われた。

選挙権の行使、とりわけ投票は、国民が政治に対して主権者として直接的に意思表示する大切な手段である。投票する権利を保障することは、住民の参政権に寄与することから、自治体の重要な役割だと考える。

《知る機会の保障について》

選挙公報が配布されるのが遅いという声を聞く。居住地域によって、選挙公報の配布の時期が大きく異なっていた場合、知る機会の観点から、公正性が損なわれてしまう。

(1) 選挙公報がより早く配布されるための工夫を。

《投票する機会の保障について》

(2) 身体に困難を抱える高齢者の中に、投票所までの移動手段が乏しいため、投票を控える方がいる。

郵便等による不在者投票の対象者は障がい者手帳を持っている、あるいは、要介護5の場合に限ら

問 行政の力で投票権の保障を

答 他自治体事例を学び工夫したい

れている。支援が必要な有権者に対して投票の機会を保障する自治体の工夫が必要ではないか。

① 投票所の箇所を増やす、投票所までの送迎バス、投票所のバリアフリー化など、利便性の向上を。

② 郵便等による不在者投票の対象者の拡大を国に働き掛けること。

(3) 18歳選挙権制度により新しく投票権を得た若い有権者の一部に、居住の実態がないために投票できないという問題が起こった。今後このようなことのないように対処する必要があると考える。

① 選挙権が与えられない有権者を作らない対策を。

② 選挙人名簿に登録されている市区町村以外でも不在者投票ができることの周知を。

選挙管理委員会委員長 (1) 配布方法を平成23年4月の統一地方選挙以降、各公区長から業者に変更しており、今回は6月28日に配布を開始し、7月5日に全ての配布を終えたとの報告を受けており、配布

業務の迅速化が進んだと認識している。



段差の解消などバリアフリー化されている投票所 (近隣センター)

(2) ① 本町の投票所の設置数は、現在23カ所、十勝管内の他町村と比べると多い方であり、有権者に不便をかけないような設置に努めている。

投票所までの送迎バスの運行については、身体の不自由な方や交通手段を持たない方に有効な手法であるが、投票所の設置数に対応した複数台、複数回の運行など、有権者の運行に関するニーズが多

岐にわたると推察され、難しい面があると認識しており、今後、投票所のあり方を含め、他町村の事例を参考に研究していきたい。

また、投票所については、投票所となる近隣センターの段差の解消を図りバリアフリー化を進めるなど、高齢者の方などがより利用しやすい改修を進めてもらえるよう、町の担当部局とも協議を進めていきたい。

② 本投票制度がより充実した制度となるよう、有権者の声にしっかりと耳を傾け、機会を捉え北海道選挙管理委員会を通じ、国に伝えていきたい。

(3) ① 選挙の投票場所については、原則として住民票のある市区町村であり、3カ月以上その市区町村に居住し、選挙人名簿に登録されていることが要件となっていることから、必ず住民票を移しておく必要がある、引き続き広報やホームページを通じ周知を図っていく。

② 不在者投票制度については、町外の方も目にする事ができるよう、町のホームページに掲載しているとともに、選挙が近づいてきたら、広報紙にも掲載し周知を図っている。

また、有権者に送る入場券にも記載しており、今後もより一層の周知に努めていきたい。